令和４年度の交付金の交付状況及び負担金の徴収

支援機関では、電気通信事業法第１０９条及び１１０条の規定に基づき、毎年度総務大臣の認可を受けて、基礎的電気通信役務に係る負担金を徴収し交付金を交付しています。

令和４年度分は、令和４年２月から令和５年２月までの１３か月間、毎月接続電気通信事業者から負担金（令和３年１月～令和３年１２月の毎月末の算定対象電気通信番号１番号あたり月額３円、令和４年１月～令和４年１２月の毎月末の算定対象電気通信番号１番号あたり月額２円の番号単価で算定）を徴収し、基礎的電気通信役務を提供している適格電気通信事業者（ＮＴＴ東・西）に対し、補てん対象額６７億８，１４４万円（ＮＴＴ東・西の自己負担分を含む）を交付金として交付し、また支援機関の業務費４，０１８万円（令和３年度予算に基づく借入金）の返済に充当しました。